

岡山市大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱

平成20年3月31日

市告示第231号

(趣旨)

第1条 この告示は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法、政令又は省令において使用する用語の例による。

(軽微な変更)

第3条 市長は、法第6条第2項の規定による届出が、軽微な変更該当すると認めるときは、法第5条第1項に規定する者（以下「届出者」という。）に通知するものとする。

(説明会の開催等)

第4条 市長は、届出者が法第7条第2項の規定により説明会開催の公告をしようとするときは、あらかじめ、公告の方法、開催の日時、内容等について、説明会開催計画書（様式第1号）により市に届け出るよう求めるものとする。

2 前項の公告により周知を行う範囲は、当該届出に係る大規模小売店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの区域又は市長との協議による区域とする。

3 省令第12条第3号に規定する市が適切と認める方法は、前項の周知範囲内に配達される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙3紙へのチラシの折り込みによるものとする。

4 市長は、届出者に対し、第1項の公告について、法第7条第2項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載するよう求めるものとする。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(3) 法第5条第1項の規定による届出の場合は、大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(4) 法第6条第2項の規定による変更届出の場合は、当該変更の概要

(5) 当該説明会に係る問い合わせ先

5 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、公告の方法、開催の日時、内容等について必要な指示をすることができる。

6 市長は、届出者に対し、説明会終了後速やかに大規模小売店舗説明会終了報告書（様式第2号）により説明会の概要を報告するよう求めるものとする。

7 届出者は、法第7条第4項の規定により説明会が開催できない場合において、届出等の内容を省令第13条第2項の規定により周知しようとするときは、第3項の規定を準用するものとし、周知後、大規模小売店舗説明会に代わる周知報告書（様式第3号）により市に報告するものとする。

（掲示による説明会）

第5条 省令第11条第2項の規定により説明会を開催する必要がないと市長が認めるときとは、省令第3条第2項第1号に規定する開店時刻の変更が午前8時以降のとき又は閉店時刻の変更が午後10時以前のときをいう。ただし、開店時刻又は閉店時刻の変更が周辺環境に著しい影響を及ぼすと認めるときは、この限りではない。

2 市長は、届出者が掲示による説明会を開催するときは、掲示による説明会の開催計画書（様式第4号）により市に届け出るよう求めるものとする。

3 掲示による説明は、当該掲示に係る届出が法第6条第3項において準用される法第5条第3項の規定により縦覧に供されている間、これを行うものとする。

4 掲示による説明をする場合の法第7条第2項の規定による公告については、当該掲示をもって、前条第3項に定める方法に代えることができるものとする。

（意見の申述）

第6条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、意見書（様式第5号）により市に意見書を提出するものとする。

（市の意見）

第7条 市長は、法第8条第4項の規定による意見を有する場合又は意見を有しない場合

は、届出者に通知するものとする。

(意見に係る変更届)

第8条 届出者は、法第8条第7項の規定により市の意見を踏まえて当該届出を変更しない場合は、届出事項を変更しない通知書(様式第6号)により市に通知するものとする。

(勧告)

第9条 市長は、法第9条第1項の規定により届出者に対して勧告をしようとするときは、大規模小売店舗の届出に係る勧告通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(縦覧)

第10条 法第5条第3項、第6条第3項、第8条第3項、第6項及び第8項並びに第9条第5項の規定による縦覧の場所は、産業観光局商工部産業振興・雇用推進課とする。

2 縦覧日及び縦覧時間は、毎日(岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に規定する市の休日を除く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。

(公告)

第11条 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)、第8条第3項及び第6項並びに第9条第3項の規定による公告は、岡山市役所門前の掲示場に掲示するものとする。

(提出書類及び提出先等)

第12条 省令及びこの告示の規定により、市長に提出しなければならない書類等は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 省令及びこの告示に定める様式のほか、市長が必要と認める書類
- (2) 提出先 産業観光局商工部産業振興・雇用推進課
- (3) 提出部数 提出時に市長が定める数

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年1月13日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催計画書

年 月 日

岡山市長様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

下記のとおり大規模小売店舗の新設（届出事項の変更）について説明会の開催を計画していますので、岡山市大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱（平成20年市告示第231号）第4条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地
名称
所在地
- 2 説明会開催計画の内容
 - (1) 住民への周知方法及び周知範囲
 - (2) 開催日時、場所及び回数
 - (3) 内容

（添付書類） 別添のとおり（折り込みチラシ案ほか）

様式第2号（第4条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会終了報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

下記のとおり説明会を開催しましたので、岡山市大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱（平成20年市告示第231号）第4条第6項の規定により報告します。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 公告をした日 年 月 日
- 3 公告の方法
- 4 説明会を開催した日 年 月 日
- 5 開催場所
- 6 出席者数
- 7 説明会の内容 別添概要書のとおり

（添付書類） 別添のとおり（説明会配布資料ほか）

説明会開催概要書

事 項	概 要
1 議事の概要 (説明の内容)	
2 陳述意見 (事項及びその内容)	
3 陳述意見に係る設置者の応 答内容	
4 その他	

様式第3号（第4条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗説明会に代わる周知報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

説明会に代わる届出の内容の周知を下記のとおり実施したので、岡山市大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱（平成20年市告示第231号）第4条第7項の規定により報告します。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地
名 称
所在地
- 2 説明会を開催することができない事由
- 3 周知をした期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 周知方法
- 5 周知の内容

（添付書類） 別添のとおり

様式第4号（第5条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

掲示による説明会の開催計画書

年 月 日

岡山市長様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

下記のとおり説明会を開催しますので、岡山市大規模小売店舗立地法の運用に関する要綱（平成20年市告示第231号）第5条第2項の規定により報告します。

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地
名称
所在地
- 2 掲示をする期間 年 月 日から 年 月 日まで（4月間）
- 3 掲示方法
- 4 掲示の内容

（添付書類） 別添のとおり（掲示予定の書面、掲示場所を示す図面ほか）

様式第5号（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

岡山市長様

意見を述べる者の氏名又は名称及び法人にあつては
その代表者の氏名
住所

年 月 日付け第 号で公告された大規模小売店舗の設置（変更）については、下記のとおり意見を述べます。

なお、下記の内容は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第3項の規定により縦覧されることを了承します。

記

- 1 意見を述べる者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
- 2 住所
- 3 大規模小売店舗名
- 4 所在地
- 5 意見の内容
- 6 理由

様式第6号（第8条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない通知書

年 月 日

岡山市長様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所
担当者氏名及び電話番号

年 月 日付け第 号による岡山市の意見について、届出事項の変更はしないので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により、下記のとおり通知します。

（〔添付書類等の変更がある場合〕ただし、添付書類等については、別添のとおり変更します。）

記

- 1 大規模小売店舗名称及び所在地
名称
所在地
- 2 理由
- 3 （〔添付書類等の変更がある場合〕添付書類等の変更の概要）

大規模小売店舗の届出に係る勧告通知書

届 出 者 様

岡山市長

年 月 日付け第 号で受理した岡山市の意見に伴う届出事項の変更の届出（届出事項を変更しない旨の通知）については、岡山市が述べた意見を適切に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるので、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第9条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 大規模小売店舗名
- 2 所在地
- 3 設置者名
- 4 勧告の内容 別添勧告書のとおり